

めぐりと紫波

[Vol.56] 令和2年11月25日

発行者 NPO法人紫波みらい研究所

TEL019-671-2244 FAX019-671-2243

E-mail miraiken@shiwa-mirai.com

平成の森、そして令和の森へ

● 「平成の森」はボランティアで手入れ

2002年から「木の実が動物に、用材は人に」を合言葉に、山王海地区の町有地「平成の森」で植樹活動を実施してきました（クマなどの動物たちが里においてこなくても食べ物に困らないようにクリやコナラなどの実のなる木を町民参加で植えてきた）。

今年は、新型コロナウイルス感染防止のため実施できませんでしたが、今まで植樹した木が雑草などに負けないで育ててもらえるよう、町内の建設会社の皆さんにボランティアで7月と9月の2回、草刈り作業をしていただきました。



● 「令和の森」の取り組み

紫波町では企業・町・地域が結びつき森林の荒廃を防ぎ、多面的な効果を得られる「企業の森づくり」による森林整備に取り組んでいます。

今年は「企業の森づくり」の取り組みとして、10月3日に(一社)地域パートナーシップ支援センターで募集した親子約40名、10月24日には盛岡信用金庫の職員約30名が、東根山麓の町有地にクヌギの苗約200本を植樹しました。ここに住民と事業者が協働し、「令和の森」づくりが始まりました。



ごみの分別についてのお願い part3

家庭ごみは、決められた分け方と出し方を守って集積所に出してください。
今回は「生ごみ」の出し方を確認したいと思います。

(以下資料は紫波町ごみ分別辞典等より)

◇ 生ごみ

生ごみの約 80%が水分です。生ごみの水分を減らすことは、腐敗・悪臭の防止、ごみの減量、収集車の運搬効率、焼却施設の燃焼向上に繋がります。

- ・ビニール袋等で生ごみを出される方は、必ず空袋を持ち帰ってください。
- ・生ごみにスプーンやフォーク等が誤って入らないようにしてください。



注意！

収集するバケツコンテナでよく見かけるのは
たまごの殻と貝殻。これは燃やせるごみです。



めぐりっと紫波では、2月、6月にごみの分別について記事を掲載してきました。
まとめとして、下記のことを守って分別をしていただくようお願いします。

① リサイクルマークの有無を確認



プラスチック製
容器包装



紙製容器包装



ペットボトル



スチール缶



アルミ缶



段ボール



紙バック

② 汚れがないか確認

③ ごみ出し三原則を守って出す



ごみ出し三原則

- ① 決められた日の決められた時間
- ② 決められた場所へ
- ③ 決められたもの(分別)

「ごみの減量 & 資源再利用」